

議案第68号

不当利得の返還に係る和解について

次のとおり平成21年度有富川外維持修繕（残土搬出・伐開）工事（緊急経済対策）（以下「維持修繕工事」という。）に伴う不当利得の返還に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

鳥取市

企業

2 和解の要旨

県は、維持修繕工事に伴う不当利得の返還金として、200,000円を和解の相手方に支払うものとすること。

3 事件の概要

県は、平成21年度に実施した高岡川外維持修繕（河床掘削・伐開）工事で発生した残土について、水抜きのため和解の相手方が管理する民有地に仮置きし、維持修繕工事で処分することとした。

維持修繕工事の請負者は、水抜き後、県監督員の指示を受け、土量検測のための成形

作業を行ったが、県監督員が和解の相手方が同地内に置いていた販売用の耕作土も県の仮置き土と誤認して指示したため、双方が混合し、分離不能な状態となった。

この不適切な処理により県が得た耕作土については、不当利得として和解の相手方に返還する義務があることから、耕作土の価格と同等の金額を支払うことで和解しようとするものである。